

地域密着型サービス事業所整備に係る事前協議について（一般事業者用）

小樽市地域密着型サービス提供事業者の指定にあたり、指定手続を円滑に進めるため、次のとおり事前協議を行います。

1 日程等

事前協議の日程及び場所については、事前協議に関する書類受理後、小樽市より連絡します。

2 出席者

事前協議への出席者は、代表者又は代表者代理、管理者予定者、実際の事業運営に携わる予定の者とします。

3 事前協議の内容

① 事業計画の説明（30分程度）

事業者から、事業運営の理念や具体的な事業計画を説明してください。

説明にあたっては、事前提出書類に基づき行ってください。

② 質疑応答

市職員から事業計画、事前提出書類等の内容について確認、質問を行います。

4 事前協議に必要な書類

ファイルには次のとおりの順番で書類を綴りインデックスを付けて、正本のみ1部提出してください。

(1) 事前協議書（様式1）

(2) 設立趣意書（様式2）

(3) 法人定款、登記簿謄本、寄附行為等及び登記事項証明書

書類提出日前3か月以内に発行されたもの。

当該事業実施が定款等に記載がない場合は、定款等の変更予定について記載した文書を添付すること。法人の概要。

(4) 給与規程の写し

(5) 就業規則の写し

(6) 役員の氏名等

①法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面（協議する事業が夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、又は他のサービスでも介護予防サービスを実施しない場合はこちらを使うこと。）

（様式3-1）

②法第78条の2第4項各号又は第115条の12第2項各号に該当しないことを誓約

する書面（協議する事業が認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護で介護予防サービスが同一の事業所において一体的に運用される場合にはこちらを使うこと。）（様式3-2）

③役員等名簿（様式3-3）

(7) 既存の介護保険事業概要・パンフレット

(8) 決算報告書

最新の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録）

(9) 既存の介護保険事業に係る関係行政庁の監査及び指導状況等

直近2年間に受けた監査・指導に係る文書の写し

(10) 建物計画図

平面図、立面図、配置図が記載されているもの（平面図には部屋別面積を記載）、建物の概要

(11) 事業所の周辺地図

(12) 工事行程表

(13) 代表者の経歴書、資格証写し（様式4）

(14) 管理者予定者の経歴書、資格証写し（様式4）

(15) 計画作成担当者（介護支援専門員）の経歴書、資格証写し（様式4）

(16) 配置職員等名簿一覧（氏名、生年月日、住所、資格等明記）、資格証写し（任意様式）

(17) 資金計画書及び資金計画等（様式5）

(18) 事業計画書及び収支等見込書（様式6）

当該事業分についての開設後3年間の収支見込み

(19) 地元説明経緯（予定）書（様式7）

留意事項

- ① 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスが同一の事業所において一体的に運用される場合には、両事業の協議を兼ねることができます。（事業内容が異なる場合はそれぞれ提出してください。）
- ② 事前協議を受け、市から当該案件が法令等を遵守している内容である旨の通知を受けた場合でも、実際の指定申請時に設備の完成状態が図面とは異なっていたり、図面では確認できない部分や人員・運営内容等が基準に照らして満たない部分がある場合等につきましては、指定を行わない場合があります。
- ③ この事前協議書の有効期限は、市から法令等を遵守している内容である旨の通知を受けてから1年間とします。それ以降に指定申請を行う場合は再度事前協議が必要となりますので御留意願います。